

2021年7月7日

東京都知事 小池百合子 殿
東京都 福祉保健局長 殿

【東京五輪・パラ五輪期間にかかる住居喪失者支援の緊急要望書】

要望団体:反貧困ネットワーク、一般社団法人つくろい東京ファンド、新型コロナ災害緊急アクション、認定 NPO 法人ビッグイシュー基金、有限会社ビッグイシュー日本、特定非営利活動法人 TENOHASI、認定 NPO 法人メドウサン・デュ・モンド ジャポーン(世界の医療団)、四ツ谷おにぎり仲間、ホームレス総合相談ネットワーク、社会慈業委員会ひとさじの会 / 呼びかけ人:北畠拓也

1. 生活保護申請者の居所確保について

新型コロナウイルスの感染拡大やそれに伴う措置、長引く経済停滞等により、特に非正規や日雇いの労働者は深刻な影響を受けています。支援団体の炊き出しや相談に訪れる人数も依然として高い水準にあり、住居喪失者やそのおそれのある方が多数みられます。

昨年来、住居喪失者が生活保護申請を行なった場合には、東京都が協定を結び区市に紹介しているホテルに1ヶ月程度滞在することが可能となっています。

しかし、東京五輪・パラ五輪開催の準備が進められ宿泊需要が高まる中で、最近では上述のホテルを利用することができず、無料低額宿泊所等に斡旋されるケースが目立ちます。五輪・パラ五輪前後の期間において、住居喪失者が相部屋の施設や路上での生活を余儀なくされる事態が懸念されます。

生活保護は居宅保護を原則としつつ、一時的に宿泊施設を利用する際にも個室を原則としています。感染対策の観点からも、安心して次の移行先を準備できる個室の確保と、その後の安定した住居への速やかな移行が担保されるべきであると考えます。

<要望 1>

五輪・パラ五輪に際して宿泊場所の確保がより難しくなった場合においても、住居喪失者がビジネスホテルの個室に滞在することができるよう図ること。生活保護申請時の一時的な滞在場所において、具体的にはあらかじめ一定数の居室を確保することや、厚労省協議による宿泊費増額についての運用を各自治体で徹底させること。

また、宿泊場所から移行する際にも、感染防止上の安全性も鑑み、居宅生活に速やかに移行できる運用を徹底すること。

加えて、チャレンジネットを通してビジネスホテルを利用している方についても、宿泊場所を失うことがないよう適宜宿泊期間の延長や生活保護等に円滑につなげるなど配慮すること。

2. 五輪・パラ五輪開催に伴う路上生活者への対応について

五輪・パラ五輪の開催に際しては、路上での生活に至った方への影響も懸念されます。過去、海外の開催都市では五輪期間中、路上生活者への様々な形での追い出しが報告され、人権上国際的に問題視されました。一方で、五輪・パラ五輪に際しても追い出しを行わない旨を宣言し、当局の行動規範とした事例も見られます。

各所で路上生活者の荷物等の撤去を要請する張り紙等がみられますが、現に路上生活者をしている方や、前項のような理由で宿泊場所を得られなかった方が、居所を確保するための福祉的対応が担保されることなく、いたずらにその場から排除されることは避けねばなりません。

<要望 2>

関係部局と連携し、路上生活者や住居喪失者に対して、本人の同意のない強制的な撤去・退去等が行われないよう図ること。

3. 住居喪失者への感染対策について

現在、全国で新型コロナウイルスのワクチン接種が進められており、住民票に基づき接種券が郵送されています。住居喪失者の中には、住民票が滅失しているか住民票所在地で接種券を受け取ることができない状況にある方がみられます。同時に、衛生環境が悪い、高齢、基礎疾患を持っている、など感染・重症化リスクが高い方も少なくありません。

こうした懸念から厚生労働省は「ホームレス等」への接種を進めるための事務連絡を発しており、起居場所の自治体が接種券を発行できることや接種会場で接種券を配布することも可能であることを示しています。各地の支援団体が基礎自治体と情報共有や交渉を行っていますが、具体的な方法が確立される段階には至っておらず、東京都からの協力も必要な状況だと考えられます。

<要望 3>

住居喪失者についても、希望者が速やかにワクチン接種を受けられるよう図ること。具体的には、厚生労働省の事務連絡の基礎自治体への周知を強化するとともに、副反応が出た場合に備えて希望者はビジネスホテル等に宿泊できるようにすること、本人確認の方法についても柔軟性を持たせるなど、東京都としての具体的なモデルを示し、支援体制を築くこと。

上記、要望 1～3 についての検討及び東京都としての見解を示していただくよう、お願い申し上げます。

以上